

午後 3 時 0 8 分 再開

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

次に、小枝議員。

〔小枝議員質問席へ〕

○小枝議員 会派新政自民の小枝桃子でございます。このたび、皆様、市民の皆様からの大切な議席をお預かりし、本日、初めての一般質問の場に立たせていただきます。元教師として、子どもたちの未来や今の御高齢者、先輩方の暮らしをお支えする、そして、今まで米子のまちづくりに御尽力してこられました執行部の皆様と議員の皆様とともに、しっかりと力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移ります。まず、初めに、我がまち、米子におきましても、全国の他の基礎自治体と同様、人口減少や若者の県外流出が進んでおります。これからの地域づくりにおいては、米子に住んでいる人だけでなく、現在は市外に住んでいるけれども米子に関心を持っている人、米子市出身で将来的にふるさとに関わりたいと考えている人、現在の仕事を続けながら米子市に滞在したい人などをどのように米子市の未来を支える存在として位置づけていくのが重要になると考えています。

そこで、関係人口を生かした本市の未来戦略について、3つの観点から伺います。

初めに、二地域居住の推進についてです。二地域居住が増えることは、将来的な移住定住だけでなく、地域での消費、空き家の活用、地域活動への参加、さらには、外からの視点や専門性を生かした地

域課題の解決など、様々な可能性につながると考えます。そこで、本市は、二地域居住を人口減少対策と移住定住施策の中でどのように位置づけておられるのか、また今後推進していく上でどのようなお考えがあるのかについてお伺いします。

○**渡辺議長** 西川総合政策部長。

○**西川総合政策部長** まず、二地域居住等でございますが、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方のことと認識しております。本市といたしましては、移住定住を促進する取組の中で、新たな生活様式に対応した支援も必要であるというふうに認識しておりまして、二地域居住に対応した施策に取り組むことを第2次米子市まちづくりビジョンでありますとか、本年度の私どもの総合政策部の重点課題にも掲げておりまして、積極的に実施しております。以上です。

○**渡辺議長** 小枝議員。

○**小枝議員** 東京圏と米子市を航空路線で結び、実際に米子市に滞在していただく取組が始まったことは、二地域居住の潜在的な需要を把握する上でも大変意義のある事業であると受け止めております。ですので、ぜひ利用、参加人数だけではなく、その方が再び米子市を訪れたのか、または地域の方との交流が続いているのか、米子市で何らかの活動を始められたのかなどの継続的な関係性についても、今後検証していただけたらなと思います。

続きまして、ふるさと住民登録制度を活用した政策についてお伺いいたします。これまで、関係人口という言葉は、ふるさと納税や観光リピーターなど、地域に関心を持つ人や地域を応援する人を広く表す概念として使われてきました。しかし、関係人口を実際の地

域活動につなげるために、行政から情報を届けるだけではなく、その人が持つ関心、経験や専門性、地域が抱える課題や活動を結びつける仕組みが必要だと考えます。国が推進するふるさと住民登録制度、地域外に住む地域のファンや関係人口をふるさと住民として登録し、地域との継続的な関係をつくる制度であると認識しております。実際に、岐阜県山県市では、東京都のIT企業に所属する個人の方が市と副業契約を締結され、月に4日勤務して業務サポートを受けるなど、地域の担い手確保が実現されている例が見られます。そこで、本市は、ふるさと住民登録制度をどのように活用し、関係人口の拡充や地域活動への参加につなげていかれるのか、お考えを伺います。

○渡辺議長 伊木市長。

○伊木市長 ふるさと住民登録制度でございますが、これは、地域外のファンや関係人口をいわゆるふるさと住民として登録をしまして、実際の地域活動に結びつけることで、地域の担い手不足解消を目指す総務省のモデル事業でございます。これに応募しましたところ、今年の3月にですけれども、鳥取県と、それから県内4市町で合同採択されたところでございます。実はこれまでも本市におきましては、関係人口への取組といたしまして、米子市のファンクラブ、いわゆる名称としましては米子ヨネギーズクラブというものを形成しておりまして、これは、本市にゆかりのある方に入っていたりだとか、ふるさと納税をしていただいた方で、許可を得てメールアドレスを頂戴したりとか、そうした方々に対して、毎月メルマガの配信を行うなど、関係性の濃密化を図ってきたところでございます。これが今のこのふるさと住民登録制度のふるさと住民とし

て、そのままヨネギーズクラブ会員を発展的に位置づけていると、そのような状況があるところでございます。

ちなみに、このふるさと住民登録制度が始まる以前の話ですけれども、ヨネギーズクラブの皆さんに呼びかけをしまして、ちょうど梨の収穫時期に、収穫体験ということでお手伝いをしてもらう、そういう企画をしましたところ、応募もございまして、2回に分けてやったんですが、1回はちょっと台風で中止にしましたけれども、非常に喜ばれたというようなこともございました。現在におきましては、関係人口の思いや、あるいはスキルを地域課題につなげる担い手活動プログラムの作成を進めておりまして、その第一弾といたしまして、今月から皆生温泉海遊ビーチのライフセービング活動を支えるプログラムの募集を開始したところでございます。さらに、本市独自の魅力ある担い手活動プログラムの提供を進めまして、関係人口拡大と関係性の深化を進めていきたいと考えております。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 本市におかれましても、これまでの米子ヨネギーズクラブを発展させる形でふるさと住民登録制度に取り組まれているとのことに加え、また新たな担い手活動プログラムの募集が始まったことは、具体的な活動の第一歩だと、大変期待しております。

一方で、地域外の方を実際に地域活動につなげるためには、活動の受入れ側となる地域団体の理解や参加者と地域とを調整する役割も必要になってくると考えます。今後、担い手活動プログラムを増やしていくに当たり、地域や各担当部署が抱える課題や担い手不足の状況をどのように把握し、またふるさと住民が持つ経験、知識、技術、参加可能な時期などをどのように結びつけていかれるのかお

伺いたします。

○渡辺議長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 そうしますと、お答えいたします。関係人口と地域を的確に結びつけるためには、双方のニーズを把握し、調整するコーディネート機能が必要だというふうに考えております。現在どうしているかと申しますと、庁内では、関係各課が連携をしまして、地域課題と地域に貢献したい関係人口の方々を適切につなぐ担い手活動プログラムというのを一生懸命企画して、つくって、提供しているというのが現状でございます。今後につきましては、内閣府のかかわりラボでございますとか、あと、国土交通省の全国二地域居住促進官民連携プラットフォーム、これ、メンバーになっておりますが、これなどを活用いたしまして、国や県とも連携し、実効あるマッチングと受入態勢の構築に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 手伝いたいという方がいる一方で、どこで何をすればよいのか分からない、また地域では担い手を必要としている一方で、誰にどのようにお願いすればいいか分からないといった、両者の間を行政がつないでいただくことによって、この制度の大きな意義が発揮されると考えます。ただ、地域外の方に担っていただくことが地域住民の負担の押しつけになったりですとか、無償の労働力の確保だけになってはならないと考えます。参加する方にとっても、地域の一員として迎えられ、自分の経験を生かすことができ、そして、本市との関係を深められる活動であることが必要と考えます。地域側と参加者側の双方にとって意味のある制度となるよう丁寧なコ

ーディネット体制を構築していただくことを期待させていただきます。

続きまして、県外就職者、県外在住者のリモートワーク受入れについてお伺いいたします。進学や就職を機に米子市を離れた方の中には、ふるさとに帰りたい、家族の近くで暮らしたいという思いを持ちながらも、希望する仕事が米子市内にないことや、現在の仕事を辞めることへの不安から、帰郷を選択できないという方もおられるとお伺いしています。一方で、テレワークやリモートワークが可能な企業で働く方であれば、県外企業に勤務したまま、一定期間、あるいは継続的に米子市で生活することも考えられます。こうした働き方は、直ちに転職や完全な移住を求めるものではなく、現在の仕事を維持しながらふるさとや地域との関係を取り戻す選択肢にもなり得るかと思います。そこで、県外就職者や県外在住者がリモートワークを行いながら米子市に滞在し、あるいは二地域居住、二地域で生活することについて、米子市、本市はどのような可能性があるとお考えなのかお伺いします。

○**渡辺議長** 西川総合政策部長。

○**西川総合政策部長** 総務省の令和7年通信利用動向調査によりますと、全国の状況になりますが、テレワークを導入している企業の割合は50.1%ということで、コロナ禍以降、50%前後を推移しているところでございます。また、自営型テレワーカーにつきましても、数多く存在しておられるというふうに伺っております。こうしたことから、県外就職者、在住者の中にも、本市でリモートワークが可能な人口というのは、一定数存在するのではないかというふうに考えております。そうした中、リモートワーカーの滞在先で

の消費による地域経済の活性化でございますとか、それから、地域活動への参加による地域力の向上、それから、地域に好影響をもたらす可能性というのを感じているところでございます。さらには将来的に移住につながるようなケースも生まれてくればなというような期待もしているところでございます。以上です。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 県外企業に勤めながら本市でリモートワークを行うことについて、地域での消費活動への参加、さらには将来的な移住にもつながる可能性があるとの認識を伺いました。また、仕事する場所につきましては、民間事業者によるコワーキングスペースなどの整備が一定程度進んでいるとのことで、こちらは大変期待をしております。

特に米子市出身である県外就職者に対しまして、地元に戻るためには現在の仕事を辞めなければならないという従来の二者択一ではなく、県外の仕事を続けながら米子市で暮らすこともできるという新たな選択肢を示すことができるのではないのでしょうか。これは、完全な移住を求める政策ではなく、まずは米子に滞在する。家族の近くで一定期間暮らす。地域との関係を取り戻すといった段階的な関わりを支える政策でもあるかと思います。

私ごとになりますが、どうしても米子で子育てがしたい、米子で暮らしたいと思い、主人を2回も転職させて戻ってまいりました。これは、4年半をかけて、並々ならぬ努力で、家族で一心になって取り組んでまいった経験から、鬼嫁とは言われておりますけれども、皆様、私を通して様々なお声をお聞かせいただくきっかけとなりました。ですので、特に米子市出身の県外就職者の方々に対して、今

回いただいた御答弁が、御答弁いただいた取組がそれぞれの個別の事業として終わるのではなく、関係人口の創出から関係性の深まりでありますとか、二地域居住、そして、米子に帰りたいと思った方が戻ってこられるような、そんな移住定住までをつなぐ一体的な未来戦略と発展していくことを期待し、次の質問に移ります。

次に、淀江地域における支所機能の在り方について質問させていただきます。

平成１７年に旧淀江町と米子市が合併し、今年で２０年を迎えました。私は、当時、県外へ進学したばかりでしたが、淀江に住むいところから、淀江町が米子市になるよと電話をもらい、大変驚いたことを今でも鮮明に覚えております。当時は、人口２０万人都市を目指し、新たなまちづくりへの期待があったかと思います。２０年が経過した現在、合併によって築いてこられたものを改めて振り返らせていただきながら、これからの淀江地域における支所機能の在り方について確認させていただけたらと思います。

○渡辺議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 現在の淀江支所についてお答えさせていただきます。淀江支所は、現在、地域生活課と淀江振興課の２つの課から構成されており、地域生活課につきましては、本庁の窓口機能をほぼ網羅しており、各種申請の受付や証明の発行等を行っております。コンビニエンスストアでの証明発行が普及していることから、本庁と同様に、全体的には減少傾向にございますが、マイナンバーカードの申請や交付については、近年、増加していると捉えております。また、淀江振興課につきましては、主に地域振興に関する問合せや道路や河川の維持管理に関する相談を受け付けているとこ

ろでございます。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 淀江支所が現在、市民にどのように利用されているのか、その特徴や傾向を確認させていただきました。

近隣自治体の合併後におきましても、それぞれの支所機能や分庁舎の運営方法は異なっているかと存じます。そこで、近隣自治体の支所等と比較した場合、淀江支所の利用件数や利用者の傾向について、米子市としてどのように捉えておられるか伺います。

○渡辺議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 本市と同様に、同時期に合併した県内の市町につきましても、本庁舎と同等の行政機能をそれぞれ支所等有している場合や、各庁舎に各部局の機能を分散させている場合があると承知しており、単純な比較としては難しいものでございますが、いずれの支所等においても、淀江支所と同等の窓口サービスを実施しているというふうに認識しております。淀江支所の利用傾向につきましては、淀江支所の窓口申請の件数は、先ほど申しましたけれども、コンビニエンスストアでの証明発行が普及していることから、本庁と同様に減少傾向にはございますが、淀江地区のみならず、市内全域からの申請、相談のために来庁されているものと捉えております。以上です。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 市内全域から利用されているという御答弁からも、淀江支所が地域に開かれた行政窓口となっていることを確認させていただきました。

続いて、現在本市では、淀江支所をどのような役割を持つ施設と

して位置づけておられるのか、お考えをお聞かせください。

○渡辺議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 淀江支所は、コンパクトで市民の身近な行政窓口であり、淀江地域の方のみならず、市全体から申請や相談に来庁しておられます。また、建物から駐車場が近いという点や落ち着いた環境での相談を望まれる場合、その他、淀江地域に関する案件につきましても、わざわざ支所を選んで来庁される場合もあり、適切に対応した上で、適切な専門部署につなぐ役割を担っているものと捉えております。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 この身近な相談窓口としての相談の入り口という役割こそが支所の大きな価値ではないかと考えております。

続きまして、身近な行政窓口としての支所機能の維持について伺いたします。今後も淀江地域におかれまして、このような身近な行政機能を維持していくお考えがあるのかどうかお聞かせください。

○渡辺議長 伊木市長。

○伊木市長 淀江支所の行政窓口機能の維持についてでございますが、これは淀江支所に限りませんけれども、全庁的な課題といたしまして捉えているところでございます。いわゆる2040年問題というのがございます。団塊ジュニアと呼ばれる世代が65歳を過ぎて、いわゆる高齢期に入っていく時期ですけれども、そうしたいわゆる2040年問題によりまして、生産年齢人口が減少していくことが見込まれております。そのことから、本市の組織や人員配置につきましても、今後、そうした社会情勢の変化に応じた見直しが

必要になるというふうに考えておりますが、現時点におきまして、淀江支所の在り方や体制を変更する予定はございません。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 御答弁ありがとうございます。2040年問題を見据えた組織体制の見直しは、今後どの自治体にとっても避けて通れない課題であり、その認識については、私も共有しております。

デジタル化が進む中でも、支所での対面相談や手続支援に関して、今後どのように残し、充実させていくのか、具体的にお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○渡辺議長 長谷川総務部長。

○長谷川総務部長 手続の充実などにつきましては、人口減少下におきまして、本市における相談業務や手続の支援をどのように維持、向上させていくかにつきましても、先ほどの市長答弁と同様に、支所に限らず、全庁的な課題であると認識しております。本市におきましては、来庁しなくてもスマホなどオンラインで諸手続等が完結する体制を目指した取組を継続しておりまして、デジタルトランスフォーメーションの取組やAIの活用などによりまして、今後、職員数が減少していく中であっても、行政サービスを維持、向上させていきたいと考えております。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 DXの推進、AIの活用によって、行政サービスの利便性を高めていく方向性については、私も大変重要な取組であると考えております。

一方で、行政サービスは全てがオンラインで完結するものではございません。御高齢の方、デジタル機器の操作に御不安のある方、

あるいは、まずは人に相談したいという方も多くいらっしゃいます。だからこそ、DXを進める一方で、対面で相談を受ける窓口の価値はこれからも変わらないものと考えます。私は、効率化か、対面かという二者択一ではなく、デジタルの利便性と人によるきめ細やかな対応、その両方を生かした行政サービスが求められる時代になると考えております。その意味でも、淀江支所には、地域の住民にとって身近な相談窓口としての役割を今後も大切にしていきたいと思います。

それでは、最後に、平常時だけでなく、災害時における支所の役割についてお伺いいたします。近年は、全国各地で豪雨災害、地震など、大規模災害が頻発しています。災害時には、どこへ行けばいいのか、誰に相談すればよいのかを分けることが何よりも重要かと存じます。地域の実情をよく知る支所は、平常時だけでなく、災害時においても地域住民にとって安心を支える重要な拠点となるものではないでしょうか。災害時において、淀江支所は指定避難所となると認識しておりますが、地域拠点として、そのほか、どのような役割を持つことになるのかお聞かせください。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 淀江支所につきましては、御認識のとおり、指定避難所にしておりまして、災害時には、状況に応じて避難所として開設することとしております。また、淀江支所には3課がございますが、これらが淀江支所班としまして、支所管内の災害情報の収集や情報伝達などの業務を行うこととしておりまして、淀江支所がその活動の拠点となるものでございます。なお、災害時には、市役所本庁舎に災害対策本部を設置することになりますけれども、本庁

舎が被災し、使用できない場合など、淀江支所をその代替施設として最優先の候補としているところでございます。以上です。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 淀江支所が災害時には避難所としてだけでなく、地域の情報収集や情報伝達の拠点となり、本庁舎が被災した際、災害対策本部の代替施設という大変重要な役割を担っていることを改めて確認することができました。

続いて、災害時の避難行動についてお伺いいたします。地域の方々から指定避難所に行くために川を越えるのかなどといった避難時の行動に関する不安の声を伺いました。その際、どのような対応を考えておられるのかお聞かせください。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 洪水等の水害時におきましては、基本的に災害発生前に安全な場所に移動する立ち退き避難、いわゆる水平避難でございますが、こちらを行うことが重要でございます。災害時には、状況に応じて、市が避難所の開設を行います。地域によっては、住民の方の判断により、地域の集会所を避難所として開設、運営し、その後、市が支援を行った事例などもございます。また、既に浸水が始まっている場合など、立ち退き避難がかえって危険であるという、そういった判断をされた場合は、自宅の避難や居住建物の高層階などへ緊急的に避難する屋内安全確保、いわゆる垂直避難でございますが、こちらにより身の安全を確保していただきたいと考えております。そして、災害時の適切な避難行動に加えまして、まずは、御自分の住んでいる地域の災害リスクを知っていただくということが重要でございますので、先ほどの避難行動と併せまして、出前

講座などを通じて周知・啓発を行っているところでございます。市民の皆様にも、災害に関する正しい知識を身につけていただけますよう、引き続き周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 私自身も、自主防災組織であったり、手話防災に携わる一市民として、日頃から地域と行政が信頼関係を築いておくことの大切さも含めて、改めて感じたところでございます。

今回の質問を通していただきまして、淀江支所につきましては、身近な行政窓口としてだけでなく、市民の相談を受け止める窓口であり、災害時には避難所として、さらには、本庁舎が使用できない場合、災害対策本部の代替施設にもなり得るという重要な地域拠点であることを改めて確認することができました。この点におきましては、合併によって生まれたメリットであると感じております。一方で、支所は、行政サービスを提供するだけの施設ではないかと思えます。地域の実情を知り、住民にとって最も身近な行政との接点、象徴的な場所であり、安心感も与える存在でもあるかと存じます。

私は、今回の選挙期間を通して、多くの市民の皆様から御意見を伺うことができました。その中で印象的だったのは、地域のことを理解してもらいたい、地域に寄り添った行政であってほしいといった、その地元、その御出身地区に対する思い、愛から来るお一人お一人の強い思いでした。平成の17年合併から20年がたちましたが、当時は本当に人口規模の拡大への将来の期待があったかと思えます。今は逆に、人口減少という新たな時代を迎えております。現在、国が進める関係人口の創出も、単に人数を増やすことなく、

この地域と関わってよかったと感じてもらえる関係づくりが求められていると感じます。行政運営の効率化を進めながらも、地域の歴史や特性に寄り添い、それを積み重ねることによって、米子市と一緒にやってよかった、米子市に帰ってきてよかったと実感できるまちづくりにつながるものと期待し、この質問を終わります。

続きまして、夏休みの子どもの居場所確保について質問させていただきます。

近年、夏の暑さは命に関わるレベルとなり、子どもたちが安心して過ごせる場所の確保は、教育だけでなく、福祉や健康の面からも重要な課題となっております。また、共働き家庭だけではなく、家庭環境の経済状況によっては、夏休みの過ごし方に大きな差が生じるという現状もあります。今月の初め、文部科学省から、そのような状況を踏まえ、学校施設や公共施設などを活用し、子どもたちが安全に過ごせる居場所の確保を全国の自治体へ要請しました。これは、単なる熱中症対策ではなく、子どもの孤立防止や学び、体験の機会を保障するという、これからの地域づくりの方向性を示す通知であると私は受け止めています。

そこで、伺いたいします。文部科学省からの要請を米子市としてどのように受け止め、今後どのような方向で取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

○渡辺議長 塚田こども総本部長。

○塚田こども総本部長 今回要請のありました学校施設や社会教育施設の活用、学びや体験活動の充実については、従前から取り組まれてきたものでございますが、このたびの要請は、近年の酷暑などを背景に、取組を一層推進するため、改めて行われたものと承知

をしております。本市におきましても、長期休業期間などにおける子どもたちの多様な学びや体験活動の機会の充実を図ることは重要な課題と認識をしておりまして、既に社会教育施設の開放や民間、地域との連携などによる屋内での学習や体験の機会の提供を進めているところでございます。今回の要請を念頭に置きまして、引き続き、各施設の現状を踏まえながら、既存施設を活用しました子どもの居場所づくりを推進していく考えでございます。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 御答弁から、本市としましても重要な課題と認識され、既存施設を活用されながら取組を進められていかれているので、大変心強く感じました。

そこで、本市の社会教育の取組に関しまして、現在の状況を具体的に聞かせていただけたらと思います。

○渡辺議長 塚田こども総本部長。

○塚田こども総本部長 取組の例といたしましては、市立図書館の研修室などの自習スペースとしての開放ですとか、公民館等を活用しました取組といたしまして、義方地区における放課後子ども教室の実施や、地域団体による子どもの居場所づくりへの支援を行っているところでございます。放課後子ども教室につきましては、地域住民の参画を得て、学習支援や書道、音楽などの多彩な体験活動を提供しておりまして、参加者も年々増加していると伺っております。子どもたちからは、様々な活動ができ、他学年の子どもたちと交流ができて楽しいといった声を聞いておりまして、子どもたちの放課後の貴重な体験、交流の場になっているところでございます。また、公民館等を活用しました地域団体による子どもの居場所づくりへ

の支援につきましては、昨年度は5団体、本年度は12団体での実施を予定しているところでございまして、中高生がボランティアとして参加する地域もございまして、子どもの体験の機会の充実や多世代交流につながるとともに、活動の担い手の確保にもつながっていると考えております。支援によりまして、事業の充実や継続につながっているものと考えているところでございます。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 実際に利用しておられる知り合いの小学生たちから、楽しいよのお声だけではなく、保護者の皆様からとても高い評価を伺っております。私もしっかりとそれが私の近くの公民館、知っている公民館にも広がるよう応援させていただけたらなと思っております。

続きまして、本市では、公民館、図書館、児童文化センターなど、そして、よなご涼み処などの多くの地域資源が既に子どもの居場所として活用されていると認識しております。その一方で、市民から見ると、それらがそれぞれ独立した事業となっており、夏休みに子どもが安心して過ごせる場所はどこなのかといった情報が十分には伝わっていないような印象も受けます。

そこで、福祉保健部の健康対策課が既に取り組まれていらっしゃるよなご涼み処についてお伺いいたします。現在、一時的な避暑地として提供されているよなご涼み処は、民間施設も合わせて市内約100か所で実施されており、実施2年目の昨年度は小学生の利用実績もあるとのことですが、よなご涼み処を子どもの夏休みの居場所として活用する可能性について、本市はどのようなお考えでいらっしゃるのかお聞かせください。

○渡辺議長 塚田こども総本部長。

○塚田こども総本部長 議員に御紹介をいただきましたよなご涼み処でございますけれども、こちらは、熱中症対策として外出時に一時的に暑さをしのぐスペースを提供するということで始めたところでございます。一方で、子どもが一定時間滞在をいたしまして活動することを想定しております子どもの居場所として活用するには、子どもの活動支援のための一定の人員やスペースが必要であることから、そのような居場所としての活用につきましては、各施設の広さや運営体制などを踏まえながら、現在取り組んでおります公共施設を中心とした居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 確かに御答弁のとおり、よなご涼み処は、本来熱中症対策として設置された事業であり、そのまま子どもの居場所へ転換することは難しいということは理解いたしました。

しかし、一方で、既に子どもの利用実績があるという事実は大変重要なデータになるかと認識しております。つまりは、市民にとっては、これから先も外出している子どもの居場所の選択肢の一つとなり得るということです。だからこそ、居場所にはならないかもしれませんが、ここは少し休んでもいい場所なんだよと子どもたちにもっと分かりやすく発信するだけでも、多くの家庭の安心につながるのではないのでしょうか。また、よなご涼み処に限らず、公民館、図書館、児童文化センター、地域の学習支援などのそれぞれの事業が点在しているようにもお見受けいたします。これは、ほかの議員の方々もよくおっしゃっておられましたが、点を面にする発想とい

うものが有効的ではないのでしょうか。

そこで、最後にお伺いいたします。現在ある施設や制度を今後どのように連携させ、公民館やよなご涼み処を連携させた場合、どのような課題を把握しておられるのかお聞かせください。

○渡辺議長 塚田こども総本部長。

○塚田こども総本部長 先ほど答弁をいたしましたとおり、よなご涼み処となっている既存施設などを子どもの居場所として連携していくためには、スペースや人員の確保が課題と認識しているところでございます。これに対しましては、一定のスペースを確保できる公共施設などの有効活用を前提といたしまして、青少年育成会や子ども会といった地域団体と連携をして取り組むことが有効であると考えております。その一つといたしまして、現在、公民館等を活用し、子どもに学習や学びの体験機会を提供する地域団体の持続可能な取組への支援を行っているところでございまして、子どもの居場所の充実につなげているところでございます。引き続き、関係団体や関係部署と連携をいたしまして、子どもたちが夏休みにおいても快適な環境の中で体験や交流の機会を得られ、安心して過ごすことができる居場所の拡充に取り組んでいきたいと考えております。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 人員やスペースの確保という課題はあるものの、公共施設の活用や地域団体との連携を進めながら、子どもの居場所の充実に取り組んでいかれるという前向きなお考えを確認することができました。

私は、これから新しい施設を造ることよりも、今ある資源をどう

結び、市民に届けるかといった視点がますます重要になってくるかと考えております。例えば公民館、児童館、図書館、児童文化センター、よなご涼み処など、地域の団体の活動などを一覧化した、例えば夏休みの子どもの居場所マップみたいなものを作成するだけでも、保護者の皆様にとっては非常に有益な情報になります。

また、今回、質問の根幹にあります国からの要請内容、学校の一部開放という文言につきまして、基礎自治体の、つまりは本市の地域性や現状に合わせた対応が望ましいかと考えております。私自身、元教師として、学校教育の現場から御意見を伺う機会が多いのですが、夏休みの期間に、いわゆる学校を開放することになるのか、現場の教員や保護者の注目度は高まっている印象を受けます。本市における学校開放事業は、地区体育館とグラウンドの利用となっているかと認識しております。来週から始まる夏休みに、小学校の一部が開放されるんだよなどといった間違った認識が独り歩きをしないよう、ここに申し添えておきたいと思います。

一方、来年度以降、酷暑や物価高騰などが原因となって、市民の暮らしにくさはさらに強まるのではと予測もされます。現在取り組まれている、この酷暑時期における市民の居場所づくりのニーズは、子どもだけに限らず、御高齢者の皆様にとっても、今後数年でウェー
ートが高まってくるのではないのでしょうか。つきましては、よなご涼み処の利用者データについて、積極的に集計、分析いただきまして、教育と福祉の両輪で子どもや御高齢者の安心・安全な暮らしの解決すべき可能性も見いだしていただけたらと思います。

そして、夏休みの家庭環境にとって、体験や学びに差が生まれ
ないよう、どの子どもにも安心して過ごせる居場所づくりが、今後と

も、ぜひ進めていただくことを期待して、この質問を終わります。
以上です。

○渡辺議長 小枝議員。

○小枝議員 大変失礼いたしました。今後とも、その取組をぜひ進めていただくことを期待し、この質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○渡辺議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会し、明 17 日から 20 日までは休会とし、21 日午前 10 時から会議を開きたいと思いをします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 53 分 散会